

投資信託約款・規定集

- ・ 投資信託総合取引約款 2 頁
- ・ 「積立投信」取扱規定 2 1 頁
- ・ 特定口座約款 2 5 頁

佐賀共栄銀行

(2020.04.01)

投資信託総合取引約款

第1章 総合取引

第1条（約款の趣旨）

この約款は、投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）の買付・解約等に係る取引、累積投資取引、別に定める投資信託受益証券等の保護預り規定及び投資信託受益権振替決済口座管理規定に係る取引又はそれらを組み合わせた取引（以下これらを総称して「総合取引」といいます。）について、お客様と株式会社佐賀共栄銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条（総合取引の申込方法等）

- （1）お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名、捺印（お届け印）し、これを当行の本・支店（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって総合取引を申込みのとし、当行が承諾した場合には、投資信託総合取引口座を開設し、総合取引を開始することができます。
- （2）お客様が総合取引の申込みをされる場合には、前項と同一の取扱店に第4章に定める金銭の振込先指定方式に基づく預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）の指定を同時にしていただきます。
- （3）当行が選定した投資信託の中から、お客様が購入を希望される投資信託ごとに累積投資口座設定のお申込みをされた場合には、当該投資信託の累積投資取引の委任に関する契約が締結され、当該投資信託の累積投資口座が開設されます。

第3条（印鑑届出）

お客様は、総合取引開始時に第2条の申込書により印鑑を届け出ていただきます。（お届け出いただいた印鑑を、以下「お届け印」といいます。）

第4条（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、投資信託総合取引口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第5条（買付の申込み）

- （1）お客様が受益権の買付の申込みを行う場合は、当行の所定の手続きにより行うものとします。なお、申込み時に受領した金銭に対しては付利しません。
- （2）当行は、前項によって買付けられた受益権を、第2章に定める投資信託受益証券等の保護預り規定及び第3章に定める投資信託受益権振替決済口座管理規定に基づき管理いたします。

第6条（解約の申込み）

- （１）お客様が受益権の解約を申込み場合には、当行所定の手続きによるものとします。ただし、商品によっては解約ができない（クローズド）期間があるものもあります。
- （２）解約ができない（クローズド）期間のあるもので、やむを得ない事由により当行が買取りを行う場合には、次の各号のいずれかの事由に該当し、当行が承諾した場合に限ります。この場合には、当行が必要と認める書類等をご提出いただくことがあります。
- ① 受益者が死亡したとき
 - ② 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - ③ 受益者が破産宣告を受けたとき
 - ④ 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 - ⑤ その他前各号に準ずる事由があるものとして、当行が認めるとき
- （３）解約代金は、各投資信託ごとに定められた受渡日に、所定の費用と税金等を差し引き、指定預金口座に入金させていただきます。

第7条（反社会的勢力との取引拒絶）

この約款に定める投資信託総合取引は、次条第2項第1号、第2号AからH及び第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次条第2項第1号、第2号AからH及び第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行は投資信託総合取引の開始をお断りするものとします。

第8条（解約等）

- （１）投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。
- ① お客様から投資信託総合取引の解約のお申し出があったとき
 - ② お客様がこの約款の規定に違反したとき
 - ③ 投資信託振替決済口座におけるお客様の投資信託の残高が一定期間以上ないとき
 - ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- （２）前項のほか、次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの投資信託総合取引を停止し、又はお客様に通知することにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。
- ① お客様が投資信託総合取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - G. その他前AからFに準ずる者
 - H. 次のいずれかに該当する者

- (ア)暴力団員等（Ａ～Ｇに該当する者をいう。以下同じ。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (イ)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (ウ)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持つてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (エ)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (オ)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ お客様が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為

第2章 投資信託受益証券等の保護預り規定

第9条（保護預り証券の範囲）

- （1）この保護預りでは、金融商品取引法第2条第1項第10号及び同第11号に規定する次に掲げる証券（以下「投資信託受益証券等」といいます。）をお預りします。
 - ① 投資信託の受益証券
 - ② 投資証券
 - ③ 投資法人債券
- （2）当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときには投資信託受益証券等の保護預りをお断りすることがあります。
- （3）この規定に従ってお預りした投資信託受益証券等を「保護預り証券」といいます。

第10条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当行は保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他の預け主の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします。なお、累積投資契約に基づき買付けた投資信託受益証券等の保管については、別に定めるところによることとします。
- ② 前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。
- ③ 当行は、保護預り証券を当行名義をもって銀行、信託銀行、証券会社又はその他の金融機関に再寄託することがあります。

第 11 条（混蔵保管に関する同意事項）

前条の規定により混蔵保管する投資信託受益証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の投資信託受益証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること
- ② 新たに投資信託受益証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他の預け主と協議を要しないこと

第 12 条（保護預り口座の設定）

- (1) 投資信託受益証券等については、当行に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当行所定の保護預り口座設定申込書をご提出ください。
- (2) 保護預り口座設定申込書又は当行所定のその他の書面に押印された印影及び記載された住所・氏名・共通番号等をもって、届出の印鑑・住所・氏名・共通番号等とします。

第 13 条（契約期間等）

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとします。
- (2) この契約は、預け主又は当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第 14 条（手数料）

当行は、この規定で定める保護預りについて所定の手数料を申し受けることがあります。

第 15 条（預入れ及び返還）

- (1) 投資信託受益証券等を預け入れるときは、預け主又は預け主があらかじめ届出た代理人（以下「預け主等」といいます。）が当行所定の方法によりお手続きください。
- (2) 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、当行所定の日までに所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
- (3) 当行所定の期間については、保護預り証券の返還をすることはできません。
- (4) 保護預り証券は、預け主等がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りしているものとします。

第 16 条（保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第 2 項の手続きを待たずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- ① 当行に保護預り証券の解約又は買取りを請求される場合
- ② 当行が第 17 条により保護預り証券の償還金を受け取る場合
- ③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

第 17 条（償還金等の受入れ等）

保護預り証券の償還金等の支払いがある場合は、当行が代わってこれを受け取り指定預金口座に入金します。

第 18 条（連絡事項）

- (1) 当行は、保護預り証券について残高照合のための報告を行います。
- (2) 前項の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年 1 回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- (3) 当行は、前項の規定にかかわらず、預け主が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該預け主からの前項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (4) 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第 19 条（届出事項の変更）

- (1) 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所又は共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。
- (2) 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益証券等の預入れ、保護預り証券の返還又は解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第 1 項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名・共通番号等をもって届出の印鑑・住所・氏名・共通番号等とします。

第 20 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この契約は、次条第 5 項第 1 号、第 2 号 A から H 及び第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次条第 5 項第 1 号、第 2 号 A から H 及び第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの契約に基づく取引の開始をお断りするものとします。

第 21 条（解約等）

- (1) この契約は、預け主のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当行所定の日までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際には当行所定の方法によりお手続きください。第 13 条による預け主からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- (2) 前項にかかわらず、当行所定の期間については、この契約の解約をすることはできません。
- (3) 保護預り証券は、預け主がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りしているものと

します。

(4) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第13条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客様が手数料を支払わないとき
- ② お客様について相続の開始があったとき
- ③ お客様等がこの規定に違反したとき
- ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

(5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの契約に基づく取引を停止し、又はお客様に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。

- ① お客様が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- G. その他前AからFに準ずる者
- H. 次のいずれかに該当する者

(ア) 暴力団員等（A～Gに該当する者をいう。以下同じ。）が経営を支配していると認められる関係を有すること

(イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持つてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(オ) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③ お客様が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為

第 22 条（緊急措置）

法令の定めるところにより保護預り証券の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第 23 条（譲渡、質入れの禁止）

この契約による預け主の権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

第 24 条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第 19 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ②申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③申込書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益証券等を受入れ又は保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、投資信託受益証券等の預入れ又は保護預り証券の返還に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、又は第 17 条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 22 条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第 3 章 投資信託受益権振替決済口座管理規定

第 25 条（本章の趣旨）

この規定は、社債・株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第 26 条（振替決済口座）

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

(3)当行は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第 27 条 (振替決済口座の開設)

- (1)振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「投資信託総合取引申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- (2)当行は、お客様から「投資信託総合取引申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3)振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付を持って、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第 28 条 (共通番号の届出)

お客様は、番号法その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第 29 条 (契約期間等)

- (1)この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとします。
- (2)この契約は、お客様又は当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第 30 条 (当行への届出事項)

投資信託総合取引申込書又は当行所定のその他の書面に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

第 31 条 (振替の申請)

- (1)お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し振替の申請をすることができます。
- ① 差押を受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - ③ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ④ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

- ⑤ 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑥ 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社でない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ホ 償還日
 - ヘ 償還日翌営業日
 - ⑦ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- (2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- ① 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
 - ② お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤ 振替を行う日
- (3) 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、第2項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5) 当行に投資信託受益権の買取を請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

第32条（他の口座管理機関への振替）

- (1) 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書により

お申し込みください。

第 33 条（担保の設定）

お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

第 34 条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第 35 条（償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等）

- (1) 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押さえを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。
- (2) 当行は、第 1 項の規定にかかわらず、当行所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の収益分配金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当行に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第 36 条（お客様への連絡事項）

- (1) 当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。
 - ① 償還期限（償還期限がある場合に限りします。）
 - ② 残高照合のための報告
 - ③ お客様に対して機構から通知された事項
- (2) 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときには、速やかに当行の資金証券部金融サービスグループに直接ご連絡ください。
- (3) 当行は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの前項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定

めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- (4) 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第 37 条（届出事項の変更手続き）

- (1) 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」をご提示願うことがあります。
- (2) 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

第 38 条（口座管理料）

- (1) 当行は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- (2) 当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

第 39 条（当行の連帯保証義務）

機構又は野村信託銀行株式会社（上位機関）が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構又は野村信託銀行株式会社（上位機関）において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- ② その他、機構又は野村信託銀行株式会社（上位機関）において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第 40 条（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- (1) 当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第41条（反社会的勢力との取引拒絶）

この振替決済口座は、次条第2項第1号、第2号AからH及び第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次条第2項第1号、第2号AからH及び第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの振替決済口座の開設をお断りするものとします。

第42条（解約等）

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときには、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第32条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第29条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客様から解約のお申し出があった場合
- ② お客様が手数料を支払わないとき
- ③ お客様がこの規定に違反したとき
- ④ 口座残高がない場合
- ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの投資信託取引を停止し、又はお客様に通知することにより、この振替決済口座を解約することができるものとします。

- ① お客様が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- G. その他前AからFに準ずる者
- H. 次のいずれかに該当する者

(ア) 暴力団員等（A～Gに該当する者をいう。以下同じ。）が経営を支配していると認められる関係を有すること

(イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持つてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(オ) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ お客様が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為

(3) 第1項及び第2項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第38条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

(4) 当行は、前項の不足額を引取り日に第38条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第38条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

第43条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第44条（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第45条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第37条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをした上で、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第35条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第44条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第4章 金銭の振込先指定方式取扱規定

第46条（本章の趣旨）

本章の規定は、お客様の当行における口座内のすべての投資信託受益権のお取引により当行がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）を、お客様のあらかじめ指定する当行の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に振込む場合の取扱を定め、以ってお客様と当行との受渡精算の円滑化を図ることを目的とするものです。

第47条（申込方法）

お客様は、所定の申込書に指定預金口座を記載することによってこの取引を申込むものとし、かつ当行が承諾した場合に限りこの方式を採用することができます。

第48条（指定預金口座の取扱い）

指定預金口座の口座名義は、原則として当行の投資信託総合取引口座名義と同一のものとします。

第49条（指定預金口座の確認）

- (1) 当行は、前条により預金口座の指定があったときは、速やかに「指定預金口座ご確認のお願い」を送付しますので、記載内容を十分にご確認ください。万一、記載内容に相違があるときは速やかに当行にお申し出ください。
- (2) 第1項の「指定預金口座ご確認のお願い」を当行が送付後1週間は振込請求を受けましても、指定預金口座への金銭の振込はできないことがあります。

第50条（指定預金口座の変更）

- (1) 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の用紙によって届け出ていただきます。
- (2) 変更申込み後の取扱は、前条に準じて行うものとします。

第51条（金銭の受渡精算方法の指示）

金銭の受渡精算方法については、原則この規定にもとづく振込といたします。また、お客様からの申し出があり当行が認めた場合において、指定預金口座から購入代金の引落し（口座振替）をさせていただきます。

第52条（受入書類等）

前条にもとづき振込を行う場合には、その都度の受領書の受入は不要といたします。

第53条（振込金額等の確認）

当行が、金銭を指定預金口座へ振込んだ場合には、その内容をご確認ください。

第54条（手数料）

振込にかかる手数料はお客様にご負担いただく場合があります。

第 55 条（解約）

金銭の振込先指定方式は、次の場合に解約されます。

- ① 解約のお申し出があった場合
- ② 当行が解約を申し出た場合
- ③ 総合取引の解約が行われた場合

第 56 条（免責事項）

当行は、次に掲げる損害はその責を負いません。

- ① 当行が金銭を指定預金口座へ振り込んだ後に発生した損害
- ② 災害、事変その他の不可抗力により指定預金口座への振込が遅延、又は不能となったことにより生じた損害

第 5 章 自動けいぞく（累積）投資

第 57 条（本章の趣旨）

本章は、お客様と当行との間の投資信託受益権の累積投資取引に関する取り決めです。

当行は、第 1 章、本章、第 6 章の規定に従ってお客様と当行が取扱う累積投資銘柄の累積投資の委任に関する契約（以下本章において「契約」といいます。）を締結いたします。なお、本章を自動けいぞく（累積）投資約款といたします。

第 58 条（本章の適用範囲）

本章は、当行が取扱う投資信託受益権のうち、累積投資取引契約が可能なものについて、適用するものとします。

第 59 条（累積投資の申込方法）

- (1) お客様は、第 1 章に従い、各累積投資銘柄ごとに、契約を申込みものとします。
- (2) すでに他の銘柄において累積投資契約の申込みが行われ契約が締結されているときは、新たに買付ける累積投資銘柄に関する契約に従った第 1 回目の払込金の払込みをもって当該累積投資銘柄の契約の申込みが行われたものとします。
- (3) 契約が締結されたときは、ただちにファンドの累積投資口座を設定します。
- (4) 口座を設定した場合には、当行は累積口座開設設定のご案内を遅滞なく送付いたします。

第 60 条（金銭の払込み）

- (1) お客様は、投資信託受益権の買付にあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）を払込むことができます。ただし、第 1 回目の払込金は、これを各累積投資銘柄の契約の申込みのときに払込むものとします。
- (2) 前項の払込金は、当該投資信託の目論見書記載の最低申込単位等の条件を満たした額とします。
- (3) 同一の目論見書に記載されている各投資信託間で無手数料又は低率の手数料による乗換え（以下

「スイッチング」といいます。)が可能な投資信託について、第 61 条にかかるスイッチングによる買付の単位等は当該目論見書の記載によるものといたします。

第 61 条 (買付方法、時期及び価額)

- (1) 当行は、当該投資信託の目論見書に従い、遅滞なく投資信託の買付を行います。ただし、当該投資信託の目論見書において申込不可日とされている日には、買付のお申込みができません。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、当該投資信託の目論見書の記載に従って、買付のお申込みの受付が中止され、既に行われた買付のお申込みの受付が取消されることがあります。
- (2) 前項の買付価額は、当該投資信託の目論見書に定められた価額とし、所定の手数料等を加えた額とします。

第 62 条 (定時定額購入取引)

- (1) 定時定額購入取引とは、毎月当行があらかじめ指定する日に、お客様が あらかじめ指定する金額を、お客様が定める指定預金口座から引落とし、毎月当行があらかじめ指定する日にお客様があらかじめ指定する投資信託受益権を取得する取引をいいます。
- (2) お客様が定時定額購入取引を申込まれる場合には、別に定める「積立投信取扱規定」に従って取扱います。

第 63 条 (管理)

- (1) 契約によって買付けられた投資信託受益権は、これを投資信託受益権振替決済口座管理規定に従い振替口座簿に記載又は記録することにより管理します。
- (2) 当行は当該保管にかかる受益権につき、口座管理料を申し受けることがあります。

第 64 条 (果実等の再投資)

累積投資取引に係る投資信託受益権の収益分配金は、お客様に代わって当行が受領・お預りし、その全額から所定の税金を差し引いた後、目論見書に記載された方法により当該投資信託の買付を行います。なお、この場合買付の手数料は無料とします。

第 65 条 (償還金の代理受領)

累積投資取引に係る投資信託受益権の償還金は、お客様に代わって当行が受領し、第 66 条及び第 4 章の規定に従いお支払いいたします。

第 66 条 (受益権の換金)

- (1) 当行は、契約に基づく投資信託受益権又は解約金・売却代金・償還金についてお客様からその換金を請求されたときは、当該投資信託の目論見書の記載するところに従い換金し支払います。ただし、当該投資信託の目論見書において申込不可日とされている日には、換金のお申込みができません。

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、当該投資信託の目論見書の記載に従って、換金のお申込みの受付が中止され、既に行われた換金のお申込みの受付が取消されることがあります。

（２）前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当行取扱店においてお客様に返還又は支払います。ただし、投資信託受益権の換金は、当該投資信託の目論見書に記載された方法により決定された価額により換金し、所定の費用と税金等を差し引いた金銭を引き渡すことにより、これに代えるものとします。

第 67 条（受益権の換金に準ずる扱い）

当行は、次の場合には第 66 条の手続をまたずに投資信託受益権の換金のご請求があったものとして取扱います。

- （１）投資信託受益権を解約又は買取の申し出があった場合
- （２）当行が第 64 条により投資信託受益権の収益分配金をお客様に代わって受領・お預りする場合
- （３）当行が第 65 条により投資信託受益権の償還金の代理受領を行う場合

第 68 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この契約は、次条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から H 及び第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から H 及び第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの契約に基づく取引開始をお断りするものとします。

第 69 条（解約等）

（１）契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

- ①お客様から解約のお申し出があったとき
- ②当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ③投資信託受益権が償還されたとき
- ④やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

（２）前項のほか、次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの契約に基づく取引を停止し、又はお客様に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。

①お客様が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しないもの
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

G. その他前AからFに準ずる者

H. 次のいずれかに該当する者

(ア)暴力団員等（A～Gに該当する者をいう。以下同じ。）が経営を支配していると認められる関係を有すること

(イ)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(ウ)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持つてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(エ)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(オ)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ お客様が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為

E. その他前AからDに準ずる行為

(3) 契約が解約されたときには、当行は、遅滞なく当該投資信託受益権を換金し当行取扱店においてお客様に返還いたします。但し、解約の手続きは、第66条第2項に準じて行います。

第70条（その他）

当行は、契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。また、この規定にない事項は目論見書の定めに従うものとします。

第6章 雑則

第71条（公示催告の調査等の免除）

当行は、お預りしている投資信託受益権にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定等についての調査及びご通知はしません。

第72条（免責事項）

当行は、次に掲げる損害は、その責を負いません。

(1) 当行所定の申込書等に押捺された印影とお届け印の印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした投資信託受益権を換金し、その金銭を返還した場合の損害

(2) 当行が金銭を指定預金口座へ入金した後に発生した損害

(3) 天災地変その他不可抗力と認められる事由により売買の失効、金銭の授受、振替口座簿への記載又は記録が遅延し、又は不能となった場合の損害

第 73 条（届け出事項の変更）

- （１） 改名、転居、お届け印及び共通番号の変更など申込み事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当行にお届け出ください。
- （２） 前項のお届け出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書その他当行が必要と認める書類等をご提出又は個人番号カードをご提示いただくことがあります。
- （３） 届け出のあった住所等にあてて当行が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

第 74 条（譲渡、質入れの禁止）

- （１）この約款によるお客様の権利（この約款、預り証及びお取次ぎ票等）は、譲渡又は質入れすることはできません。
- （２）当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第 75 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁並びに振替機関の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更等によりその必要を生じた場合、又は当行が必要と認めた場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。この規定を改定する場合は、相当期間前に改定内容を店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で掲載することにより、表示及び掲載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

第 76 条（合意管轄）

この約款に関する訴訟については、当行本店又は取扱店を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

平成 16 年 8 月 制定

平成 19 年 1 月 改正

平成 19 年 9 月 30 日改正

平成 24 年 1 月 4 日改正

平成 28 年 1 月 4 日改正

2020 年 4 月 1 日改正

以 上

「積立投信」取扱規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社佐賀共栄銀行（以下「当行」といいます。）との投資信託の定時定額購入サービス（名称「積立投信」）に関する取り決めです。

申込者は、積立投信（以下「本サービス」といいます。）の内容を十分に理解し、申込者の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

第2条（購入銘柄の選定）

- （1）本サービスによって買付できる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。
- （2）申込者は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付の申込みを行うものとします。（指定された銘柄を、以下「指定銘柄」といいます。）

第3条（申込み方法）

- （1）申込者は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名・捺印し、これを当行の本・支店（以下「取扱店」といいます。）に提出し、当行が承諾した場合に、本サービスを利用できます。
- （2）申込みにあたっては、投資信託総合取引約款第5章自動けいぞく（累積）投資の定めに従い、指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資口座を開設していただきます。ただし、すでに開設済であるときはこの限りではありません。

第4条（申込内容の変更・解約）

- （1）申込者は、所定の手続きによって当行に申し出ることにより、契約内容の変更・解約を行うことができます。
- （2）変更の開始は、申込月の翌月よりとします。

第5条（購入金額の引落）

- （1）当行は、当行があらかじめ指定する日（以下「振替指定日」といいます。）に申込者があらかじめ指定する金額（以下「振替金額」といいます。）を、指定預金口座から引落とし指定銘柄の買付を行います。この場合、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、小切手又は払戻請求書の提出は不要とします。
- （2）指定預金口座は、本サービスの申込みを行った取扱店における、申込者名義の普通預金口座もしくは当座預金口座とします。
- （3）振替指定日が銀行休業日にあたる場合は、翌営業日に振替を行います。
- （4）指定預金口座の残高（総合口座及びカードローン等の当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる範囲の金額を含みません。）が振替金額に満たない場合は、申込者に通知することなくその月の振替及び指定銘柄の買付を行いません。
- （5）複数の指定銘柄又は他の口座振替契約にもとづく振替日が同一の場合で残高が総振替金額に満たない場合は、振替の優先順位は当行が決めさせていただきます。したがって、指定銘柄の一部あ

るいは全部について買付ができないことがあります。なお本項の取扱によって生じた損害については、当行は責を負いません。

- (6) 振替金額は、10,000 円以上 1,000 円の整数倍の金額とします。ただし、増額月については 1 指定銘柄につき 10,000 円以上 1,000 円の整数倍の金額とし、毎月分と合算して振替します。なお、増月分は年 2 回まで可能とします。

第 6 条（振替の開始）

振替の開始は、申込月の翌月よりとします。

第 7 条（買付の方法）

当行は、振替指定日において申込者の指定預金口座から振替金額の引落しが成立した場合に限り、当該買付銘柄の目論見書と投資信託総合取引約款第 5 章自動けいぞく（累積）投資の定めに従い、当該銘柄の買付を行います。

第 8 条（買付時期及び価額）

- (1) 当行は申込者からの振替金額の受入をもって、毎月 20 日（銀行休業日にあたる場合は翌営業日）に、指定銘柄の買付の発注を行います。
- (2) 当該買付銘柄の目論見書に定める価額とします。
- (3) 第 1 項にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付の申込みの受付を中止又は取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能になった日に買付を行います。

第 9 条（返還及び果実の再投資）

受益返還金及び果実の再投資は、当該買付銘柄の目論見書及び投資信託総合取引約款第 5 章自動けいぞく（累積）投資にもとづき行うものとします。

第 10 条（取引及び残高の通知）

当行は、第 7 条（買付の方法）及び第 8 条（買付時期及び価額）にもとづくお取引の内容については、四半期に 1 回以上、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書によりお客様に通知します。お取引がない場合は、別途 1 年に 1 回以上、取引残高報告書により通知します。

第 11 条（選定銘柄の除外）

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、申込者に遅滞なく通知するものとします。

- ① 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ② 当該選定銘柄の買付口座数が当行の定める所定の口座数以下となった場合
- ③ その他当行が必要と認める場合

第 12 条（反社会的勢力との取引拒絶）

本サービスは、次条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から H 及び第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合

に利用することができ、次条第2項第1号、第2号AからH及び第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行は本サービスの開始をお断りするものとします。

第13条（解約等）

（1）本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ①申込者が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ②申込者が指定預金口座を解約された場合
- ③申込者が指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資口座を解約された場合
- ④申込者について相続の開始があったことを当行が知った場合
- ⑤第11条の規定により指定銘柄が選定銘柄から除外された場合
- ⑥当行が本サービスを営むことができなくなった場合
- ⑦当行が本サービスの解約を申し出た場合

（2）前項のほか、次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、申込者と取引を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスを停止し、又は申込者に通知することにより、本サービスを解約することができるものとします。

- ①申込者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②申込者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- G. その他前AからFに準ずる者
- H. 次のいずれかに該当する者

（ア）暴力団員等（A～Gに該当する者をいう。以下同じ。）が経営を支配していると認められる関係を有すること

（イ）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（ウ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（エ）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（オ）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③申込者が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害す

る行為

E. その他前AからDに準ずる行為

第14条（その他）

- （1） 当行はこの契約にもとづいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。
- （2） 第10条（取引及び残高の通知）の規定に従い、申込者に対し当行よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。
- （3） この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改定されることがあります。
- （4） 本規定に別段の定めのないときには、「投資信託総合取引約款」に従うものとします。

平成16年8月 制定

平成19年1月 改正

平成22年3月 改正

平成24年1月4日改正

平成28年1月4日改正

2020年4月1日改正

以 上

特定口座約款

第1章 総則

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じです。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために佐賀共栄銀行（以下「当行」といいます。）に開設された特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託について、租税特別措置法第3項第2号に規定される要件と、租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、租税特別措置法第37条の11の6、同上第4項第1号に規定される要件及びお客様と当行との間の権利義務関係を明確にするための取り決めです。

第2章 特定口座における譲渡等に係る所得計算等及び源泉徴収

第2条（特定口座の申込方法）

- 1 お客様が当行に特定口座の開設を申し込むにあたっては、あらかじめ当行に対し、特定口座開設届出書を提出するものとします。その際、お客様は運転免許証、住民票の写し、印鑑証明書等の当行所定の確認書類を提示し、お名前、生年月日、ご住所等につき確認を受けていただくこととします。
- 2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って特定口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- 3 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当行に対し特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただくものとします。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- 4 お客様が当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

第3条（特定保管勘定における保管の委託等）

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区

分して行うための勘定をいいます。以下同じです。)において行います。

第4条(特定口座を通じた取引)

特定口座を開設したお客様が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、当行が定める一部の取引を除きお客様から特段のお申し出がない限り、特定口座を通じて行うものとします。

第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客様の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等を受入れます。

- (1) お客様が第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当行の募集、当行への買付けの委託により取得、又は、当行から取得をした、国内公募非上場投資信託(以下「投資信託」といいます。)又は振込国債で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの。
- (2) お客様が当行以外の金融商品取引業者等に開設されている特定口座に受入れられている投資信託又は振替国債で、所定の方法により当行の当該お客様の特定口座に移管(同一銘柄のうち、一部を移管する場合は除きます。)されるもの。
- (3) お客様が贈与、相続(限定承認によるものを除きます。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)により取得した投資信託または又は振込国債で、当該贈与者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者(以下「当該被相続人等」といいます。)が当行に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式であった投資信託若しくは振込国債若しくは当該被相続人等が当行に開設していた租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)に係る租税特別措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等(以下「非課税口座内上場株式等」といいます。)であった国内公募非上場株式投資信託、又は当該被相続人等が当行に開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされているものであって、所定の方法により当行の当該口座に移管(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合は除きます。)されるもの。
- (4) お客様が贈与、相続又は遺贈により取得した投資信託または又は振込国債で、当該被相続人等が他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式であった投資信託若しくは振込国債、又は当該被相続人等が他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされていた投資信託又は振込国債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされているものであって、所定の方法により当行の当該口座に移管(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合は除きます。)されるもの。
- (5) お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託の分割又は併合により取得するもので、当該分割又は併合に係る投資信託の特定口座への受入を、振替口座簿に記載又は記録する方法により行うもの。
- (6) 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合(当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの(投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。))により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入を、保管の委託等をする方法により行われるもの。
- (7) お客様が、租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係

る振替口座簿に引き続き記載若しくは記録がされている投資信託又は振込国債で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座からお客様への移管によりそのすべてを受入れるもの。

- (8) お客様が当行に開設する非課税口座で管理されていた特定口座内保管上場株式等で、所定の方法により、お客様が当行に開設されている特定口座へ移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）により受け入れるもの。

第6条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当行は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）（2）に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。

第7条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行への売委託による方法、当行に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。ただし、当行は、買取申込日が当該銘柄のクローズド期間に該当する場合（本人死亡・天変地異・破産手続開始・疾病その他やむを得ない事情があるものとして当行が認めた場合を除きます。）には、買取請求には応じません。

第8条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面により通知します。

第9条（相続又は遺贈による特定口座への受入れ）

当行は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）（3）に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号又は第4号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から17項までに定めるところにより行います。その際、お客様は当行に対し相続上場株式等移管依頼書を提出していただくものとします。

第10条（年間取引報告書等の送付）

- 1 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第7項の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。また、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を所轄の税務署長に提出いたします。
- 2 特定口座の廃止によりこの契約が解除されたときは、当行は、その解除する日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。
- 3 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付いたします。

第 11 条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

第 12 条（源泉徴収及び還付）

当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合、法令に基づき源泉徴収を行い、支払代金から差引いて指定預金口座に振り込みます。また、還付する金額が発生した場合、支払代金と合わせて指定預金口座に振り込みます。

第 3 章 源泉徴収選択口座内配当等の所得計算及び源泉徴収

第 13 条（源泉徴収選択口座内配当金等受入開始届出書等の提出）

- 1 お客様が、租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当金等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して同法第 37 条の 11 の 6 第 2 項及び同法施行令第 25 条の 10 の 13 第 2 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当金等受入開始届出書」を提出するものとします。
- 2 お客様が、租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当金等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して同法第 37 条の 11 の 6 第 3 項及び同法施行令第 25 条の 10 の 13 第 4 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当金等受入終了届出書」を提出するものとします。

第 14 条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

- 1 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式等配当等勘定においては、租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの（源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限る。）のみを受入れます。
- 2 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

第 15 条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において行います。

第 16 条（所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法 37 条の 11 の 6 第 6 項及び関連法令の規定に基づき行われます。

第 17 条（損益通算）

源泉徴収選択口座において上場株式等の配当等と譲渡損失との損益通算を行った結果、お客様に還付すべき金額が発生した場合は、当行が定める日にお客様の指定預金口座に振込みます。

第 4 章 雑則

第 18 条（届出事項の変更）

第 2 条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様のお名前、ご住所、共通番号など当該特定口座開設に係る届出事項に変更があったときその他所定の場合には、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 4 の規定によりお客様は、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当行に対して提出し、かつ当行指定の方法によりお手続きください。その変更がお名前又はご住所、共通番号に係るものであるときは、お客様は運転免許証、住民票の写し、印鑑証明書、個人番号カード等の当行所定の確認書類を提示し、確認を受けていただくものとします。

第 19 条（出国・帰国時の取扱い）

- 1 特定口座を開設したお客様が出国される場合には、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 1 号の規定に基づき、出国前特定口座内保管上場株式等について出国口座に保管の委託を行うこととし、その際は、あらかじめ特定口座継続適用届出書を当行に対して提出していただくものとします。
- 2 お客様が帰国された場合は、当行に対し特定口座開設届出書を再度提出して特定口座を開設いただくこと及び出国口座内保管上場株式等移管依頼書を提出していただくこと、その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項各号に定める要件を満たしていただくものとし、その場合には、同法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 1 号に定める出国口座に保管の委託がされている上場株式等を当該特定口座に移管することとします。

第 20 条（特定口座の廃止）

この約款は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約され、当該解約に伴い、お客様の特定口座は廃止されます。

- (1) お客様が当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- (2) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書を提出したとみなされたとき
- (3) 同法施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合
- (5) この約款の変更にお客様が同意されない場合

第 21 条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令及び諸規則等に従って取扱うものとします。

第 22 条（免責事項）

お客様が第 18 条及び 19 条の変更等の手続を怠ったことその他の当行の責めに帰すべきでない事由により特定口座に係る税法上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責任を負わないものとします。

第 23 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときは変更されることがあります。なお、当行は、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課するものでない場合を除き、その変更事項をお客様に通知します。この通知があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申立てがないときは、当行は、約款の変更にご同意いただいたものとして取扱います。

第 24 条（合意管轄）

この約款に関する訴訟については、当行本店を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

平成 20 年 10 月制定

平成 21 年 11 月改正

平成 28 年 1 月 4 日改正

2020 年 4 月 1 日改正

附則（平成 22 年 1 月 1 日において開設している特定口座の取扱い）

- 1 平成 22 年 1 月 1 日においてお客様が開設している特定口座が、源泉徴収選択口座である場合、第 13 条第 1 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当金等受入開始届出書」の提出があったものとします。
- 2 前項に定めるお客様が平成 22 年 1 月 1 日以後に、投資信託受益権の収益分配金につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当金等勘定への受入れを依頼しない場合には、第 13 条第 2 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当金等受入終了届出書」を当行にご提出いただくものとします。